

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料を納付していないこととされている。

しかし、私は、母親から「厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を欠かさず納付していた。」と聞いている。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市町村の電算記録によると、平成7年11月21日に国民年金被保険者資格を喪失した記録を最後に、申立人の同被保険者資格を取得した記録は無い上、申立人及びその母親は、「国民年金に再加入する際、既に年金手帳（国民年金手帳記号番号）を持っているのに、別に年金手帳を作ることはない。」と供述しているところ、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親からも当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月から20年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月から20年6月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、平成15年にA市町村役場で国民年金保険料の免除申請を行った際に、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に翌年度以降も引き続き免除申請を希望する旨記載したことを記憶している。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料は未納ではなく免除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成16年7月から19年6月までについて、申立人は、「平成15年にA市町村役場で国民年金保険料の免除申請を行った際に、『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に翌年度以降も引き続き免除申請を希望する旨記載した。」と主張しているものの、申立人が主張するような1回の手続で次年度以降も改めて免除申請手続を行う必要が無くなった「継続的免除申請方式」が導入されたのは17年7月以降であることから、申立人の主張とは符合しない。

また、オンライン記録によると、平成16年度から18年度までに係る免除申請が行われた記録は無い上、A市町村は、「平成16年度から18年度までについては、申立人に係る免除申請を受付した記録は無い。」と回答している。

さらに、平成16年7月1日から19年7月31日までの期間において、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間のうち平成19年7月から20年6月までについて、オンライン記録において、平成19年度に係る国民年金保険料の免除申請が20年3月17

日付けで却下されていることが確認できるところ、申立人の19年度に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」によると、申立人は、全額免除のみを申請しているものの、申立人世帯における所得額（234万円）は、全額免除が承認される基準額（二人世帯で92万円）を超えていることが確認できる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から20年9月までの期間については、国民年金第3号被保険者資格取得に係る届出が行われていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から20年9月まで

平成22年10月頃、年金事務所の記録において、私の国民年金第3号被保険者の記録が全く無いことに気付いたので、その時、夫が申立期間の第3号被保険者の特例届出を行ってくれた。

しかしながら、私は、夫が平成10年4月に就職した時、夫が勤務する会社から私の国民年金の第3号被保険者の手続を行うように言われたので、夫が市町村役場で私の第3号被保険者の手続を行ってくれたことを記憶している。

以上のことから、申立期間については、第3号被保険者の特例届出による国民年金保険料納付済期間ではなく、通常の第3号被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成22年10月25日付けで付番されており、申立期間に係る国民年金第3号被保険者の特例届が同年11月1日に受付されていることが確認できることから、当該付番日前に申立人に係る第3号被保険者資格取得が行われていた記録は無い上、申立人に対して、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、「私が平成10年4月に就職して間もなく、市町村役場で妻の国民年金の第3号被保険者の手続を行った。」と供述しているものの、オンライン記録によると、申立人について、平成12年2月21日付けで申立期間の第3号被保険者該当勧奨に係る勧奨関連対象者一覧が作成されていることが確認できることから、申立人及びその夫の供述内容とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の第3号被保険者の資格取得に係る手続に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の夫は、「当時、市町村役場へ何回か行った記憶があり、その時に妻の第3号被保険者の手続をしたはずである。」と供述しているものの、当該手続の状況について詳細な記憶は無く、申

立人の第3号被保険者の資格取得に係る手続が行われていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る第3号被保険者の資格取得の手続を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに当該手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金第3号被保険者の資格取得に係る届出が行われていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 9 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、10 年前に年金の受給に関する説明を聞きに行った際、社会保険事務所（当時）の窓口で、申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支払われたこととされている旨伝えられた。

また、今回、日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」においても脱退手当金が支払われたこととされているが、私は、脱退手当金の制度自体を知らなかった上、A社の退社時に同社からも説明を受けていない。

私は、結婚を機にA社を退社して、昭和 44 年 10 月 * 日に B 市町村で結婚式を挙げ、C 市町村において新生活を始めていることから、脱退手当金が支払われたこととされている同年 12 月 9 日に脱退手当金を受け取ることができず、絶対に受け取っていないので、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 12 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間

である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人は、「脱退手当金が支給されたとされる昭和44年12月9日時点では、私は結婚して、B市町村からC市町村に住所を移していたため、脱退手当金を受け取ることはできない。」と主張しているものの、脱退手当金の主な支給方法のひとつに、金融機関の隔地払い（通知払い）があり、この方法を利用すれば申立人の転居先において脱退手当金を受け取ることは可能であることから、それだけをもって申立人が脱退手当金を受給できないものと認めるには至らない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 733 (事案 5 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年6月1日まで
② 昭和19年2月15日から同年3月5日まで
③ 昭和21年4月から23年1月1日まで
④ 昭和25年2月28日から同年8月まで

申立期間①及び②については、私が昭和17年からA事業所(後に、B社)に勤務していたことは、職業能力申告手帳に記録されており、父も一緒に同事業所に勤務して、年金をもらっていた事実からみても、同事業所が厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)の適用事業所であったことが分かる。しかしながら、同事業所での厚生年金保険の記録が無いことから、以前、第三者委員会に申し立てたが、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けた。私は、当時の同僚3人の姓を記憶しているので、再度調査の上、記録の訂正を申し立てる。

また、申立期間③及び④については、私は、昭和21年4月から25年8月までの間、C社及びその同系列会社であるD社に勤務していたにもかかわらず、両社における厚生年金保険の被保険者期間が23年1月1日から25年2月28日までしか記録されていない。

以上のとおり、申立期間について厚生年金保険に加入しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①について、申立人の所持している労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票の写しによると、資格取得日が昭和18年6月1日と記載されており、社会保険庁(当時)の厚生年金保険手帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び氏

名順名簿の資格取得日と符合していること、ii) 申立期間②について、事業主による厚生年金保険料の控除を確認できる資料等はないこと、iii) 申立期間①及び②について、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに申立期間①及び②に係る同僚3人の姓を挙げている。そこで、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、B社に係る労働者年金保険被保険者名簿において、当該同僚のうち、2人のものと思われる被保険者記録が申立期間①及び②について確認できるが、当該同僚はいずれも死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

また、労働者年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人と同年代である申立人が姓を挙げた同僚の1人のものと思われる被保険者記録は、資格取得日が申立人と同日（昭和18年6月1日）であることが確認できる。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、今回、新たに申立期間③及び④についても厚生年金保険被保険者期間であると申し立てしているところ、申立期間③については、昭和21年頃からC社に勤務したとする同僚は、「申立人は、自分より2、3か月後に入社した。」と供述しており、22年4月頃に同社に入社したとする別の同僚は、「申立人は、自分より先に入社していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間③において同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日である昭和23年1月1日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新規適用日」という。）であることが確認できる。

また、C社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、新規適用日前の保険料控除について確認することができないが、複数の同僚は、「私は、新規適用日より前に厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨供述している。

さらに、上述の被保険者名簿によると、申立人が、自身の入社時において既にC社に勤務していたと記憶している同僚2人についても、新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間④については、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当時、D社において厚生年金保険に係る事務を担当していた同僚は、「D社では、入社から退職まで厚生年金保険に加入しており、退職していないのに厚生年金保険の被保険者資格を喪失することはなかった。」旨供述している上、複数の同僚が、「自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者記録とは合致している。」旨回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、昭和25年8月の退職時に勤務していたと記憶している同僚は、同年3月1日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、D社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であるとともに、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月20日から30年5月9日まで
② 昭和31年7月10日から同年8月28日まで
③ 昭和31年8月28日から33年5月1日まで
④ 昭和37年2月1日から同年3月25日まで
⑤ 昭和40年2月2日から同年9月22日まで
⑥ 昭和40年10月21日から42年10月20日まで

年金事務所の記録では、申立期間①の脱退手当金が昭和30年12月10日に、申立期間②から⑥までの脱退手当金が43年6月28日に支払われたこととされているが、私は、2回とも、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

以上のことから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、同欄中の資格期間、支給金額及び支給年月日の記載内容は、オンライン記録と全て一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和30年12月10日に支給決定されているところ、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

2 申立期間②から⑥までについて、申立期間に係る脱退手当金は、昭和43

年6月28日に支給決定されているところ、前出の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金が支給決定される約3か月前の同年4月5日に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の押印が確認できるとともに、申立期間の最終事業所であるA社(当時)に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人には、申立期間④及び⑤の間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

- 3 申立期間①から⑥までの脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②から⑥までに係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い上、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。